

# 災害時対応マニュアル



**連合群馬**

# 【目次】

## はじめに

### I 連合群馬災害対応の基本

1. はじめに	2
2. 全体の流れ	2
3. 大規模な広域災害発生時の緊急基本対応	3
4. 連合群馬災害対策本部の役割	4

### II 緊急対応編（自分自身の基本的な対応）

1. 災害発生時の対応	8
2. 日頃からの心がけ	10

### III 基本編

1. 群馬県の地震環境	14
2. 地震防災戦略の要点	19
3. 県土の概況と気象特性	19

### IV 資料編

1. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	21
2. 行政における広報・広聴活動	23
3. 地震	24
4. 台風・大雨	26
5. 火山	28
6. その他	31
7. 被災者等の生活再建支援	32

## はじめに

1995年に発生した阪神・淡路大震災以降、災害に対する関心が高まり、公助だけでなく支援を求める被災者への対応として共助の必要性が高まってきました。

そのことを裏付けるかの様に、その後発生した災害に対し、多くの仲間が被災地に駆けつけ救援・復興活動を行いました。

更に、2011年3月11日、14時46分に発生した、「東北地方太平洋沖地震」による規模はM（マグニチュード）9.0で気象庁観測史上最大の地震となり、宮城県北部で震度7を記録したほか、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の各県で震度6強から6弱を観測しました。

この地震により発生した大津波が東北地方から関東地方の太平洋岸に襲来し、各地に甚大な損害をもたらすこととなり、この災害による死者は1万5800人以上、行方不明者は2600人以上、39万8000棟以上の建物が全半壊（2013年6月10日時点《警察庁緊急災害警備本部 広報資料より》）しており、阪神・淡路大震災を上回る戦後最大の災害となりました。

連合は、震災以降、約1年の間に岩手・宮城・福島の3県に延べ3万5000人もの救援ボランティアを派遣し、連合群馬加盟組織からも多くの仲間が駆けつけ、救援・復興活動を行い、震災から2年が経過した現在も被災地の復興・再生に向け、継続した取り組みを展開しております。

群馬県は、「災害の少ない県」とも言われていますが、活動が注目される浅間山や草津白根山、台風や梅雨前線の影響による水害など、資料編に示したとおり過去には大きな被害も発生しています。

東日本大震災を受けて調査した結果、県内でも現在確認されている活断層により、万が一発生した場合には、大きな被害を及ぼす可能性があると想定されているなど、いつ災害が起きても決して不思議ではありません。

## 「災害は時も場所も人も選びません」

連合群馬をはじめとする多くの団体が安全確保を基本に、いち早く救援・復興活動に取り組むことができる体制を確立するためにマニュアルを策定しました。

もし災害が発生しても日時や規模により対応も異なり、マニュアルどおりに活動できるわけではありませんが、いざと言う時のために日頃からマニュアルを理解し、万が一に備えていただければ幸いです。

安心して暮らすためには、「自助・公助・共助」が基本となります。今後も見直しを加えながらより良い物として作り上げていきます。

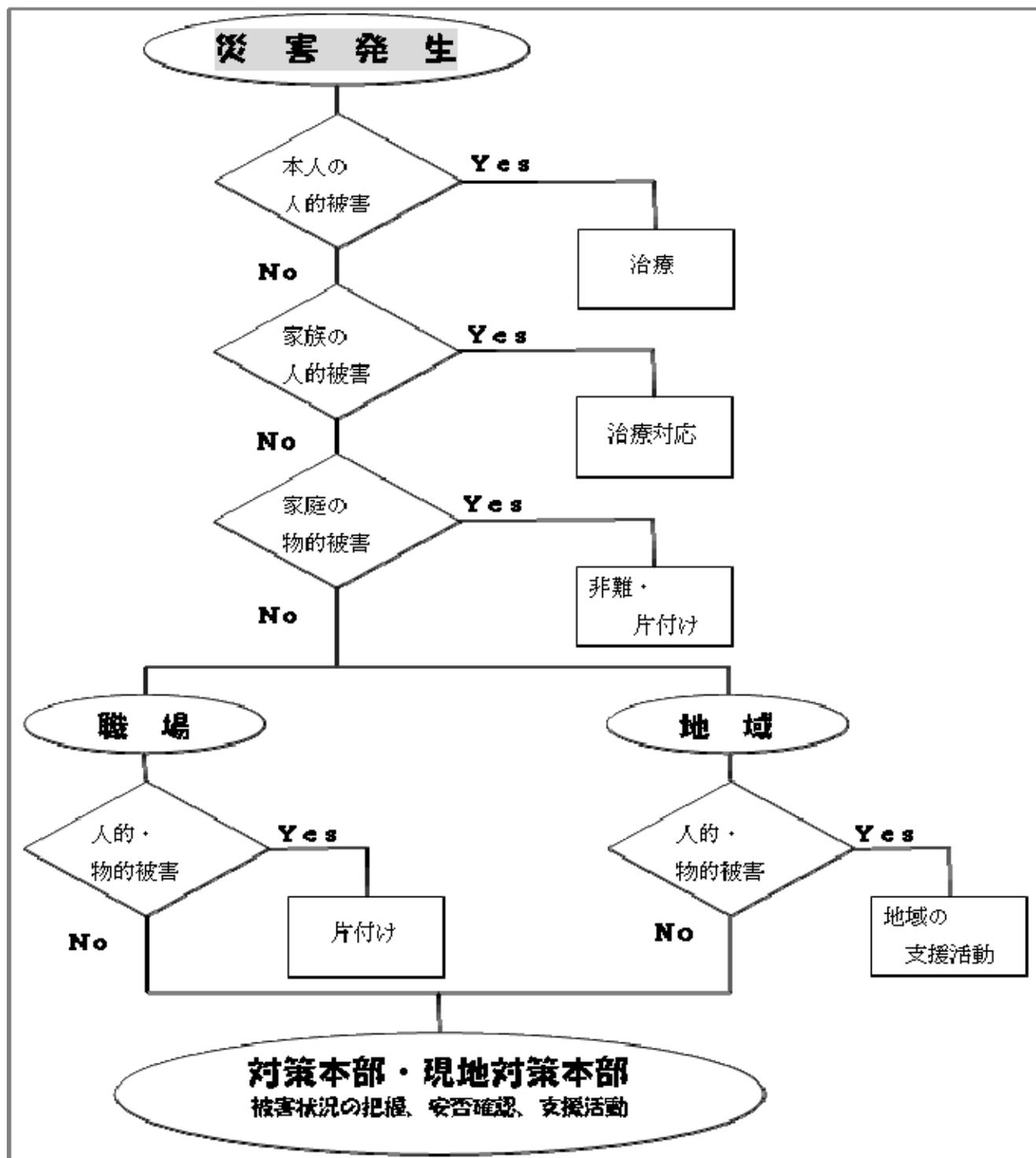
2013年8月改定

# Ⅰ 連合群馬災害対応の基本

## 1. はじめに

連合群馬は、組合員・家族の生命、財産などを守るだけでなく、労働運動の社会的使命として、防災・緊急対応に取り組みます。また、被災時の救援・復興活動には最大限の努力を行います。

## 2. 全体の流れ



### 3. 大規模な広域災害発生時の緊急基本対応

#### (1) 災害対策本部の設置

大規模災害により緊急救援活動が発生した時、もしくは発生が予想される時は、直ちに連合群馬事務局に「連合群馬災害対策本部」を設置し、緊急救援活動を開始することとします。

連合群馬事務局が被災、もしくは被災予想される時は、地域協議会などに設置することもあり得ます。

\* 大規模災害とは・・・以下の①～⑥が発生し、甚大な被害があった時

(または、発生が予想され、甚大な被害が想定される時)

- ① 震度5以上の地震    ② 火山の噴火    ③ 台風や大雨
- ④ 火災・事故            ⑤ 広域な疾病
- ⑥ その他緊急対応が生じた時

\* 緊急救援活動とは・・・仲間の安否や被害状況を把握し、労働組合の主体性を発揮する中で、被災者からの要望や要請に対する支援（行政支援以外もしくは、行政との連携により）を行う。

#### (2) 災害対策本部の機能

連合群馬災害対策本部の本部長は、連合群馬会長が担うこととします。また、統括は連合群馬事務局長とし、明確な責任体制や班構成・担務を確立し、迅速な緊急救援活動にあたることとします。

#### (3) 連携した活動の展開

「連合群馬災害対策本部」のもと、構成組織や地域協議会と連携し、救援や復興に向けた活動に取り組むこととします。

### 4. 連合群馬災害対策本部の役割

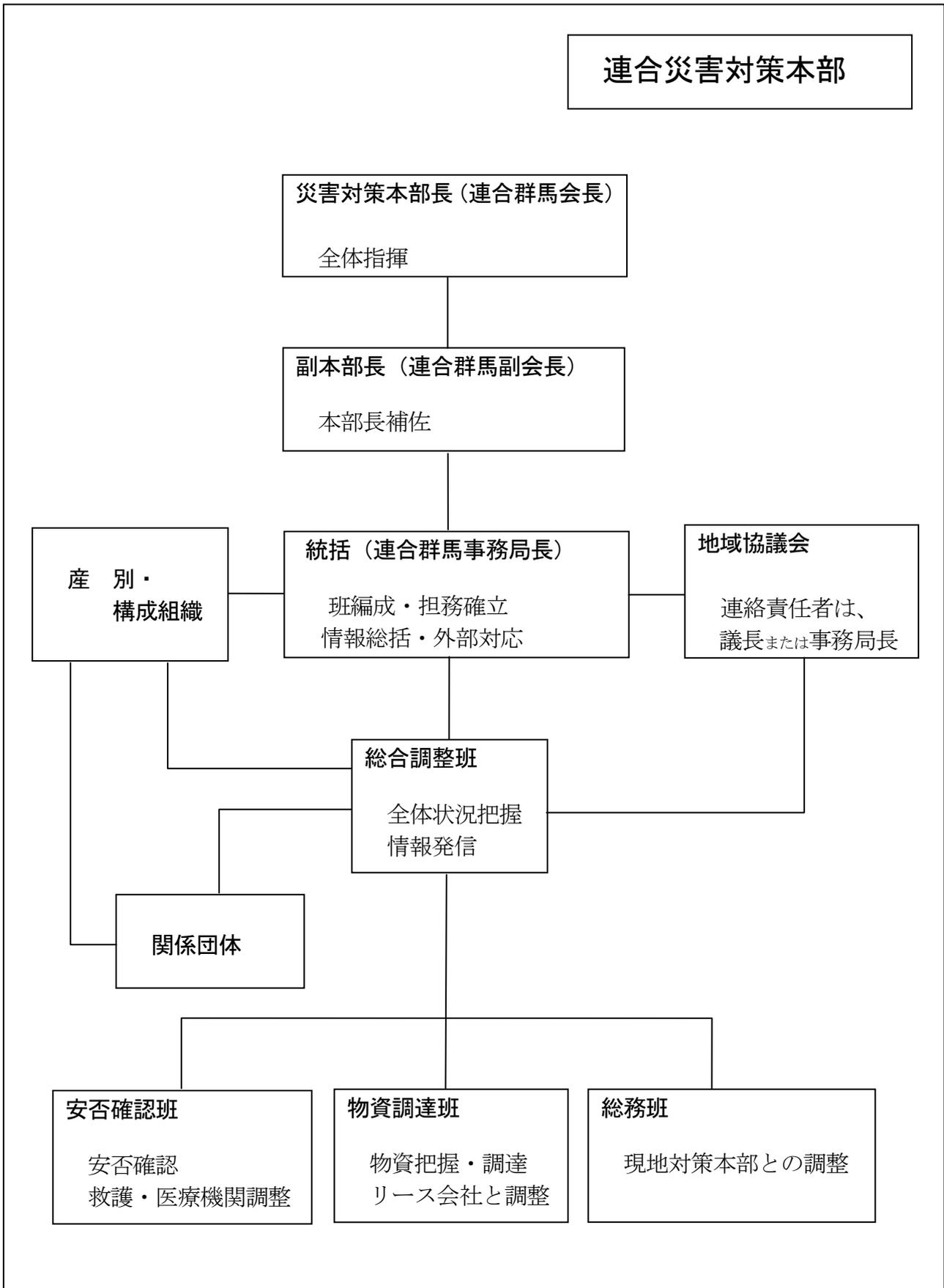
#### (1) 連合群馬災害対策本部の業務

- ① 迅速且つ詳細な災害情報の一元的収集ならびに伝達
- ② 被災地からの情報収集や支援要請への迅速な対応
- ③ 構成組織・地域協議会ならびに連合本部など関係団体への救援活動の要請
- ④ 物資の調達や支援協力者の呼びかけならびに集約

#### (2) 連合群馬災害対策本部の業務分担

総合調整班	・全体状況把握、連絡・調整、情報発信等 ・被災地への組合員・ボランティアの派遣計画
安否確認班	・産別や構成組織、関係団体と連携した安否確認 ・救護・医療機関との連絡調整
物資調達班	・生活必需品の把握と物資の調達 ・リース会社との調整
総務・連絡班	・現地対策本部との調整

(3) 連合群馬災害対策本部構成図

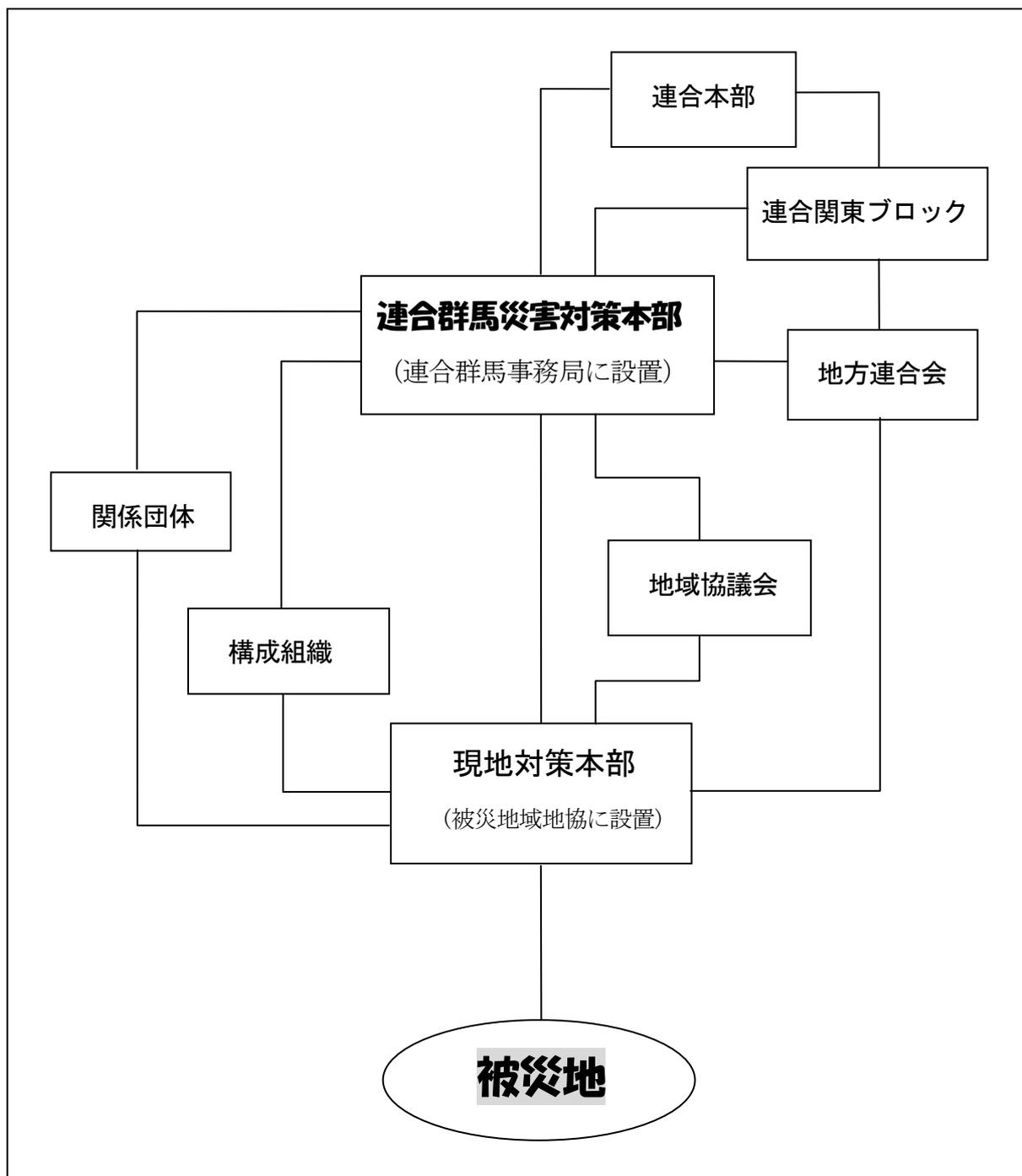


#### (4) 被災及び緊急対応発生時の対応

大規模災害の発生直後、被災地の地域協議会は、以下の報告をできる限り速やかに連合群馬に行くこと。また、連絡責任者については、議長もしくは事務局長とします。連合群馬は、把握した状況を連合本部に報告します。

- ① 役・職員の安否
- ② 被災状況（地域や事務所など）
- ③ 連合群馬・連合本部への救援要請

#### (5) 連合群馬対策本部の機構図

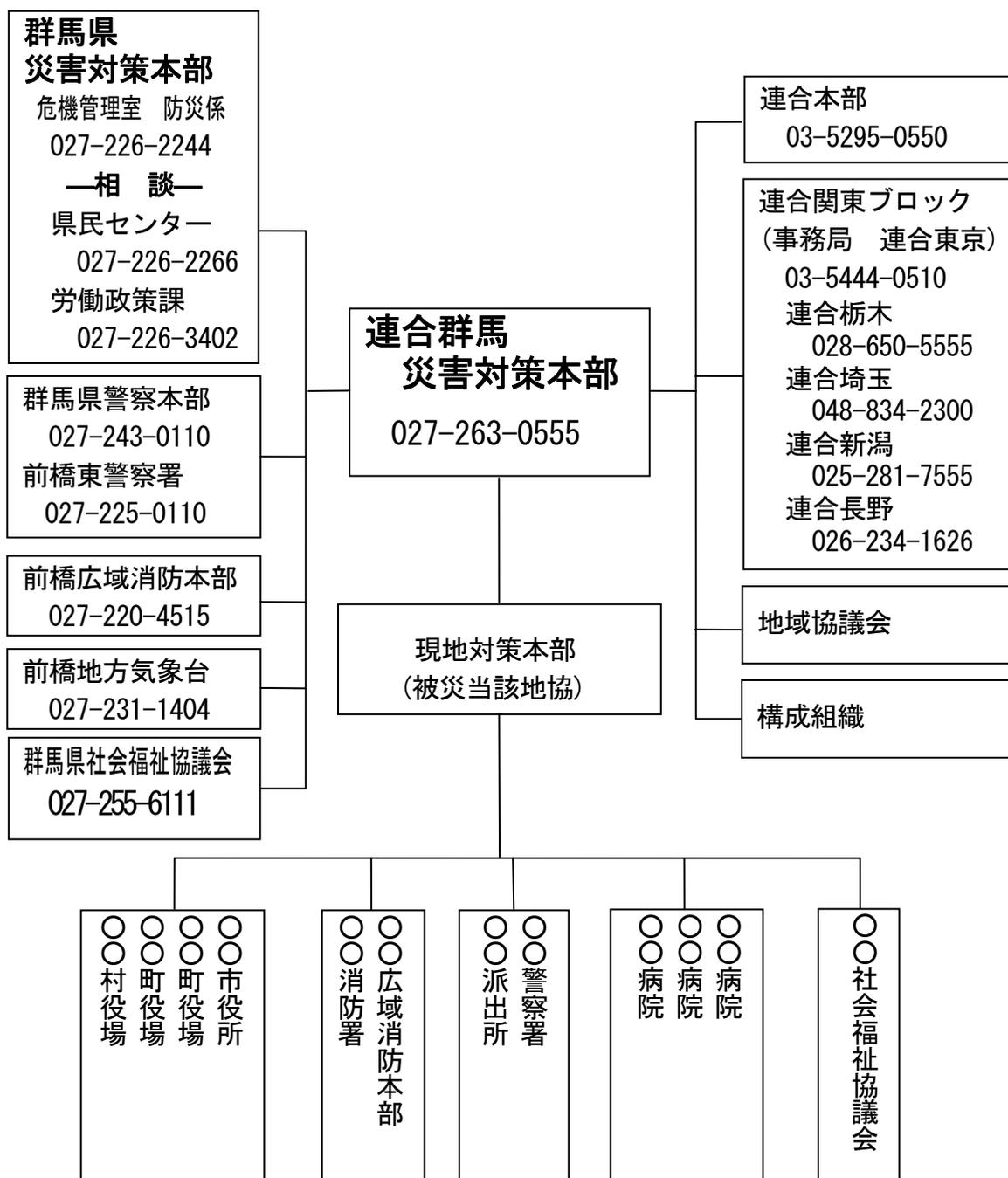


(6) 現地対策本部の設置

被災地域の当該地域協議会に「現地対策本部」を必要に応じて設置し、情報収集と救援活動にあたります。

- ① 被災地の拠点として、安否確認や被災状況の収集活動を行う。  
(当該地域の被災が甚大で、当該地域協議会が機能しない場合、または被災状況に応じて連合群馬事務局を現地対策本部に派遣します。)
- ② 被災者の支援要望を把握するとともに連合群馬が担う救援活動の範囲や規模を行政や地域と調整します。
- ③ ボランティアなど救援活動協力者の把握と活動の指示を行います。
- ④ 支援物資の要望を把握するとともに一次預かり所を確保します。
- ⑤ 地元自治体や関係団体との連携や調整を行います。

(7) 緊急時の連絡先一覧



### (8) 被災者等への「こころのケア」対策のための相談窓口の開設

連合群馬では、災害による被災者のストレスケア等を行うにあたり、「ライフサポートぐんま」を活用した専門のカウンセラーによる、こころのケア対策相談窓口の設置やホットラインの設置等を行います。

なお、相談窓口の開設にあたっては、通常開設の「ライフサポートぐんま」の運営を基本としますが、状況によってはカウンセラーと協議をし、臨時開催することとします。

また、開催場所については、連合群馬相談室が被災した場合は、地域協議会に設置することもあり得ます。

### (9) 産別・地域協議会連絡先

「連合群馬 構成組織一覧表」または、「連合群馬 地協名簿」に準ずる。

### (10) 市町村行政・警察・消防・関係団体連絡先

市町村行政			
前橋市役所	027-224-1111	高崎市役所	027-321-1111
桐生市役所	0277-46-1111	伊勢崎市役所	0270-24-5111
太田市役所	0276-47-1111	沼田市役所	0278-23-2111
館林市役所	0276-72-4111	渋川市役所	0279-22-2111
藤岡市役所	0274-22-1211	富岡市役所	0274-62-1511
安中市役所	027-382-1111	みどり市役所	0277-76-2111
榛東村役場	0279-54-2211	吉岡町役場	0279-54-3111
上野村役場	0274-59-2111	神流町役場	0274-57-2111
下仁田町役場	0274-82-2111	南牧村役場	0274-87-2011
甘楽町役場	0274-74-3131	中之条町役場	0279-75-2111
長野原町役場	0279-82-2244	嬭恋村役場	0279-96-0511
草津町役場	0279-88-0001	高山村役場	0279-63-2111
東吾妻町役場	0279-68-2111	片品村役場	0278-58-2111
川場村役場	0278-52-2111	昭和村役場	0278-24-5111
みなかみ町役場	0278-62-2111	玉村町役場	0270-65-2511
板倉町役場	0276-82-1111	明和町役場	0276-84-3111
千代田町役場	0276-86-2111	大泉町役場	0276-63-3111
邑楽町役場	0276-88-5511		
警 察 署			
前橋警察署	027-252-0110	前橋東警察署	027-225-0110
高崎警察署	027-328-0110	藤岡警察署	0274-22-0110
富岡警察署	0274-62-0110	安中警察署	027-381-0110
伊勢崎警察署	0270-26-0110	太田警察署	0276-33-0110
大泉警察署	0276-62-0110	館林警察署	0276-75-0110
桐生警察署	0277-43-0110	渋川警察署	0279-23-0110
沼田警察署	0278-22-0110	吾妻警察署	0279-68-0110
長野原警察署	0279-82-0110		
消防本部			
前橋消防局	027-220-4500	高崎市等広域消防局	027-322-2391
桐生市消防本部	0277-47-1700	伊勢崎市消防本部	0270-25-3510
太田市消防本部	0276-33-0119	利根沼田広域消防本部	0278-22-0119
館林地区消防組合消防本部	0276-72-3171	渋川広域消防本部	0279-25-0119
多野藤岡広域消防本部	0274-22-4838	富岡甘楽広域消防本部	0274-62-4325
吾妻広域消防本部	0279-68-0119		

## II 緊急対応編 (自分自身の基本的な対応)

ここでは、自分や家族が災害時にどのように対応するべきか、また、日頃から災害時に備えての心がけや準備しておくことを記載しました。

### 1. 災害発生時の対応

災害発生時の想定パターンを以下の項目で整理しました。

- (1) 地震
- (2) 台風・大雨
- (3) 火山
- (\* この対応は、群馬県危機管理室で確認しました。)

#### (1) 地震

##### 第1条 まず身の安全と出口の確保

素早く机やテーブルの下、落下物や転倒物を避けられる所に入り身を守って下さい。また、出口の確保(扉を開ける)など避難通路の確保も大切になります。

##### 第2条 火の始末

落ち着いたら、火を消してください。初期消火のチャンスは3回です。①地震の揺れ始め、②揺れがおさまった時、③出火直後です。①の時は無理をせずに安全確保を優先します。

##### 第3条 あわてて外に飛び出さない

むやみに屋外に飛び出さないでください。ガラスや看板、塀など落下物や倒壊物の危険もあります。

##### 第4条 危険な物から身を避ける

ブロック塀や門などに近寄らない。頭はヘルメットやカバンなどで保護してください。スーパーでは、買い物かごをかぶるのも有効です。垂れ下がった電線には絶対に触れないでください。

##### 第5条 指示に従う

群馬県や市町村、企業、ホテルなどにはそれぞれの防災対策があります。避難指示などに従って行動してください。

##### 第6条 速やかに徒歩で移動

速やかに徒歩で避難場所に移動してください。また、日頃から家族と避難場所を話し合っておきましょう。

##### 第7条 デマに注意を 正しい情報で行動すること

災害が起こると、心理的な動揺からデマなどが発生します。憶測まじりの情報を鵜呑みにしなく、むやみに他人に伝えないこと。携帯ラジオなどで正しい情報を把握してください。

##### 第8条 安否の連絡を

落ち着いた段階で、家族や職場などに連絡をとりましょう。

## (2) 台 風・大 雨

### 第1条 最新の情報の収集

テレビやラジオ、気象台情報などにより、常に最新の情報を収集してください。

### 第2条 雨量の目安

雨量の目安は、1時間に20mm、降り始めから100mm程度です。注意を払ってください。また、地盤が軟弱な地域では、一層の注意が必要です。

### 第3条 早めの判断 低い地域で水害が発生

水は低い所に集まります。周辺地域や自宅周辺の地形を考慮し、「避難所に行く」か「在宅のまま」かの判断を早めに行ってください。無駄足でも早めの避難ということもあります。

また、「早めの帰宅」か「帰宅困難」かの判断も早めに行う必要があるとともに外出時での地下歩道橋や地下店では大量の水が流れ込む可能性がありますので、十分な注意が必要となります。

### 第4条 危険な場所には近づかない

増水した河川や側溝などは、境界が見えにくくなり転落事故が起きやすくなります。むやみに近づかないようにしましょう。

### 第5条 飛来物・落下物に注意

台風は、強風が収まっても吹き返すことがあります。看板などの飛来物・落下物に注意が必要です。

## (3) 火 山

### 第1条 最新の情報の収集

テレビやラジオ、気象台情報などにより噴火の規模や最新情報を収集してください。

### 第2条 外には出ない

噴火により噴石や火山灰、火山ガスを伴うことも想定されます。絶対に外には出ないようにしましょう。やむを得ず外出するときは、ヘルメットや防災ずきんをかぶりましょう。また、ゴーグルやマスクで目や気管を火山灰から守りましょう。火山灰は、湿ると滑りやすくなります。

### 第3条 高台を歩く

火山ガスの臭いを感じたらできるだけ高台を歩き、くぼ地や沢など低地に入らないようにしましょう。濡れたタオルで口と鼻を覆いましょう。

### 第4条 車のワイパーは使わない

ワイパーを使うとフロントガラスが傷つき、見えなくなります。ハケなどで時々払い落としましょう。

### 第5条 市町村の指示に従う

市町村の指示に従い速やかに避難しましょう。特に火砕流や融雪型火山泥流は発生してから逃げるのは困難です。

## 2. 日頃からの心がけ

### (1) 家庭内での取り組み

#### ① 家庭内における危険防止

##### i. 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品などの転倒による死傷を防ぐため、転倒防止に向けた対策を施すことが必要となります。

##### ii. 物の落下防止

家具の上などに重い物を置かないよう普段から心掛けましょう。また、置く場合は、落下防止対策を施すことが必要となります。

##### iii. ガラスの飛散防止

食器棚などガラスが割れ飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼りましょう。

##### iv. 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブなどの火気を使用する物の周辺では、燃えやすい物を置かないよう心掛けましょう。また、ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定しましょう。

灯油などの燃料は、缶に密閉して保管しましょう。

##### v. 家屋、ブロック塀の転倒防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施しましょう。

#### ② 家庭内での話し合い（防災会議）

日頃から家庭全員で、災害発生時の話し合いをしておきましょう。

##### i. 地震が起きた時の各自の役割（誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難は誰が責任を持つか。）

##### ii. 消火器など消化用具の備え付け及び使用方法

##### iii. 家庭間の連絡方法やN T T災害用伝言ダイヤル1 7 1の活用

##### iv. 避難場所や安全な避難経路の確認

（高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難方法）

##### v. 非常持ち出し品のチェック

##### vi. 家具転倒防止策や家庭内の整理整頓

##### vii. 災害情報の入手方法

#### ③ 災害に備えた準備品（必要最低限なものを記載しました。）

非常食	・ 1人当たり3日分以上（火を通さなくても食べられるもの） ・ 乳幼児や高齢者などへの配慮も忘れずに
飲料水	・ 大地震の場合、断水する可能性が大きいので、1人1日3リットル分の飲料水を用意
携帯ラジオ	・ デマに惑わされないためにAMとFM両方聞けるもの
救急薬品	・ 持病のある場合は常備薬も
懐中電灯	・ 予備電池も用意
その他	小銭、ドライシャンプー、ウェットティッシュ、ラップ、ろうそく（マッチ、ライター）、笛（ホイッスル）など

#### ④ 非常持ち出し品

貴重品	現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証など
非常食品	乾パン、缶詰（缶切り）、飲料水など

応急医薬品	消毒薬、常備薬、胃腸薬、目薬、救急絆創膏、三角巾など
衣 類	下着、上着、タオルなど
照明器具	懐中電灯（電池）、ろうそく（マッチ、ライター）など
携帯ラジオ	AM・FM両方聞けるもの。予備電池は多めに

(2) 群馬県地震防災浅戦略による県民の皆さんへのお願い

① みなさん一人ひとりが取り組むこと

i 防災意識

地震発生時に適切な行動ができるよう、日頃から自分の周辺で地震が起きた事を想定し、発災から時間経過とともに変化する状況を具体的にイメージしておくことが重要です。

⇒大切な人を思い浮かべてその人を守るため、まずは自分の身を守り、生き抜くための取り組みを始めましょう。

⇒いざという時に率先して行動ができるように、平常時から防災活動に取り組みましょう。

ii 住宅

自宅が被災し、避難生活を余儀なくされた場合には生活に不便が生じます。

⇒災害時にも自宅で生活を続けられるのが望ましいため、「自宅が避難場所」という意識を持ち、耐震化を勧めましょう。

⇒耐震診断を受け、地震に対する自宅の強さを知っておくとともに、診断結果に応じた耐震改修を行いましょう。

住宅に燃えにくい材料を用いることで、災害時にも家族を火事から守れる可能性が高まります。

⇒住宅のリフォームや建て替えをする際には、できるだけ燃えにくい構造にしましょう。

iii 家具類

家の中の家具が倒れる等で負傷するほか、速やかな避難ができないこともあります。

⇒地震が起こっても倒れないように、家の中の家具や家電の固定などに取り組みましょう。

⇒ガラスの飛散防止などに取り組みましょう。

iv 家庭内火災

住宅用の火災報知器を設置することで、自宅の火事を早急に察知することができます。

⇒住宅用火災報知器や消火器を設置し、また、防災品を活用しましょう。

v ブロック塀

道幅が狭い場所では、ブロック塀が倒れることで避難路を塞ぎ、避難や救助が困難になることもあります。

⇒地震が起こっても倒れないように、家の中の家具や家電の固定などに取り組みましょう。

⇒ガラスの飛散防止などに取り組みましょう。

vi 土砂災害

地震に伴い発生する大規模な土砂災害は、直接的な被害だけでなく、河川に土砂が流入することにより天然ダムの形成・決壊なども引き起こします。  
⇒土砂災害などの危険個所に関する地図（ハザードマップ）で理解を深め、避難行動をイメージしておきましょう。

vii 物資備蓄

災害直後は生活に必要な物資を入手できない可能性があります。  
⇒食料品などは消費期限が来る前に家庭で無理なく使えるような「生活のサイクルに入れられるもの」を3日以上準備しておきましょう。  
⇒食物アレルギーや衣料品など、各家庭の実情に応じて必要となる物資を備蓄しておきましょう

viii 地震保険

地震の規模によっては、あなたの住宅に多大な損傷を与える可能性があり、これまでの災害でも、多くの方が住宅の再建に困っています。  
⇒被災後の復旧に困らないように地震保険に加入しておきましょう。

② 地域の皆さんが取り組むこと

i 自主防災組織

災害による被害を最小限に止めるためには地域事情に精通したあなたの意見や取り組みが必要になります。  
⇒自宅地域の防災力を高めるため、自主防災組織に積極的に参加したり、組織のないところでは、自治会などを中心に組織を結成しましょう。

ii 消防団

火災や水害等様々な災害から私たちを守ってくれる消防団は一番身近なヒーローです。  
⇒地域の消防団を知り、消防団の活動に協力しましょう。

iii 防災訓練

災害時に適切な行動をとるためには、普段から実践的な訓練に参加することが大切です。  
⇒防災訓練に参加し家庭や地域で日頃の備えや、いざという時の行動（自主避難など）について考えておきましょう。

iv 災害時要援護者

自分の力では避難が困難な方や災害時に適切な行動がとれない方には避難の支援が必要です。  
⇒災害時にお年寄りや体の不自由な方を積極的に支援できるように、家の周りに住まわっていないか。気に掛けておきましょう。

v 避難、避難所

顔見知りの住民のみなさんにより避難所の運営を行うことで、地域の実情に合ったキメの細かな対応が可能となります。

⇒避難所をすぐに開設できるように地域で話し合しましょう。

⇒避難所の運営に積極的に協力できるように、自治体などが実施する避難所運営訓練に参加しましょう。

⇒避難路を散歩コースにして日頃から避難路や避難所のことを知っておきましょう。

vi ボランティア活動

共助の気持ちをもって活動するボランティアが被災者の支援には重要な役割を果たします。

⇒平常時の生活ができない環境では、お互いに助け合しましょう。

⇒被害後に余裕があればボランティア活動に参加できるように、日頃から活動を知っておきましょう。

### III 基本編

ここでは、県内において大規模な災害が起こりうる状況や環境、災害が起こった時の想定される被害状況を記載しました。いつ災害が起こってもおかしくない状況や実態を理解してください。

#### 1. 群馬県の地震環境

##### (1) プレート運動と群馬県の地震との関係

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せたユーラシアプレートとその下に沈みこんでいるフィリピン海プレートと太平洋プレートの総体運動で説明されている。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから 100 km ～ 200 km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から 150～200 km の地点に位置しており、本県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいます。また、本県直下のフィリピン海プレートの上面の深さは 80 km 前後、太平洋プレートの上面の深さは 100～140 km とされています。

プレート上面で発生した地震では、フィリピン海プレートの関東大震災(1923 年・M7.9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震では、千葉県東方沖地震(1987 年・M6.7)が典型例であります。

本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下 120～160 km で発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生した記録はありません。

##### (2) 群馬県およびその周辺に分布する活断層

群馬県及びその周辺の活断層分布については、下図のとおりで、本県内の活断層分布を区域的に把握したものととして、「新編日本の活断層」・「活断層詳細デジタルマップ」が挙げられております。

これらによると、群馬県北西部の県境付近には活火山周辺に長さ約 4km の短い活断層が、県北東部の片品川流域に長さ約 7～9km 程度の片品川左岸断層が、それぞれ分布しているとされています。

一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が分布し、深谷断層の南西側には、同断層と平行する全長約 23km の平井一櫛挽(くしびき)断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。平井一櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層(の一部)が県内に分布しています。

文部科学省地震調査研究推進本部は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井一櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約 82km の断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯について、過去の活動、将来の活動(発生確率)などの長期評価を行っています。また、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層(北部)をあわせて関東平野北西縁断層帯主部と定義しました。

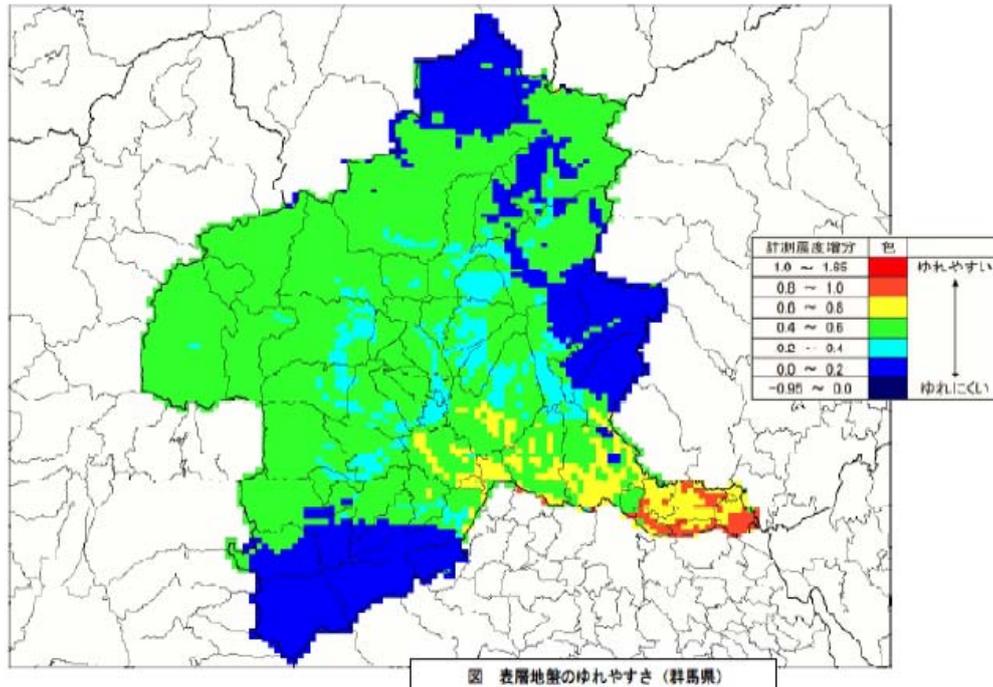
「新編日本の活断層」や「活断層詳細デジタルマップ」で示されていない県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられ、大久保断層は地形学的な検討により、長さ約 9km の活断層であることが確認されました。また、太田断層は、空中写真判読及びトレンチ調査により、長さ約 18km の活断層が認定されています。



### (3) 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模 (マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいくほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なり、このことを「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています。

群馬県の表層地盤のゆれやすさマップは、下図のとおりです。



(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

### (4) 大規模地震による被害の想定

平成 23～24 年度にかけて実施した「群馬県地震被害想定調査検討委員会」において調査の見直しを行い、東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定しました。

本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本県の自然条件や社会条件のもとで、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものです。

想定地震		マグニチュード	想定断層の概要	地震断層モデルの長さ (Km)	地震断層モデルの上端深さ (Km)
①	関東平野北西縁断層帯主部による地震	M=8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	82	5
②	太田断層による地震	M=7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	24	2
③	片品川左岸断層による地震	M=7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	20	2

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

これら 3 つの活断層（帯）による地震は、発生確率が低い若しくは不明であるが、万が一発生した場合には、本県に大きな被害を及ぼす可能性があるとして想定される。これは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を踏まえ、群馬県で発生するものとしては科学的に考えられる最大クラスの想定地震とされていますが、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合もあります。

### (5) 被害の想定

群馬県地震被害想定調査では、現在確認されている活断層による 3 つの地震のほかに、どこでも発生しうる、内陸直下型の地震を「予防対策用の地震」として仮定し、県内全ての市町村の市役所・町村役場の直下で、マグニチュード 6.9 の地震が発生した場合の揺れの状況を調査した結果、全市町村において、震源地付近では震度 6 弱以上の大きな揺れが想定されます。

#### 想定される被害の概要

県内で起こりうる最大クラスの想定地震に対して、本県の自然条件や社会条件のもとで、最新の科学的知見に基づき被害を予測したものです。

#### ① 発生原因別の人的被害

人的被害（死者数）を発生原因別にみると、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」と「太田断層による地震」では、死者数が最多となる原因が建物倒壊であり、「片品川左岸断層による地震」では土砂災害です。

このような地震の被害特性に応じた効果的な対策が必要となります。

発生原因別の死者数（人的被害）

想定地震	季節・時刻	死者数（人）	発生原因別の死者数（人）					
			建物被害	（うち、屋内収容物転倒等）	ブロック塀倒壊	屋外落下物	土砂災害	火災
関東平野北西縁断層帯主部による地震	冬5時	3,133	2,887	(80)	2	0	236	8
	夏12時	2,297	2,197	(66)	8	0	86	6
	冬18時	2,655	2,271	(65)	15	—	130	239
太田断層による地震	冬5時	1,133	1,098	(35)	1	0	32	3
	夏12時	1,020	999	(31)	5	0	12	4
	冬18時	1,054	959	(29)	9	0	17	68
片品川左岸断層による地震	冬5時	23	4	—	0	0	19	0
	夏12時	9	2	—	—	0	7	0
	冬18時	14	3	—	—	0	11	0

注1)      は死者数の原因別内訳が最多となるもの。

注2) 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

注3) 「—」は、0.5未満の数値を表している。

（資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より）

② 生活支障・不便に関する被害

避難者数は地震発生1日後に最多となり、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」では約544千人、「太田断層による地震」では約245千人となる。「片品川左岸断層による地震」では766人と比較的少ない。1ヵ月が経過しても「関東平野北西縁断層帯主部による地震」では約262千人が長期の避難生活を強いられます。

避難者・帰宅困難者〔冬18時〕

想定地震	避難者数(人)					帰宅困難者数 〔群馬県内〕 (人)
	直後	1日後	2日後	4日後	1ヵ月後	
関東平野北西縁断層帯主部による地震	253,918	543,589	536,871	340,820	262,270	146,100
太田断層による地震	108,471	244,864	241,244	149,389	108,471	104,401
片品川左岸断層による地震	766	766	766	766	766	0

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

ライフラインでは、断水世帯数が「関東平野北西縁断層帯主部による地震」では約482千世帯、「太田断層による地震」では約217千世帯となる。次いで、都市ガスの供給停止戸数が、それぞれ約52千戸、約30千戸となり、生活面で不便を強いられます。「片品川左岸断層による地震」におけるライフライン被害は比較的小規模にとどまります。

ライフライン被害

想定地震	季節・時刻	上水道	下水道	都市ガス	LPガス	電力	通信
		断水世帯数 (世帯)	被災人口 (人)	供給停止戸数 (戸)	被害件数 (件)	停電率 (%)	不通回線数 (回線)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	冬5時	482,024	37,143	51,840	4,690	11.1	7,365
	夏12時	482,024	37,143	51,840	4,690	11.1	7,370
	冬18時	482,024	37,143	51,840	4,690	11.8	15,041
太田断層による地震	冬5時	217,423	15,773	29,657	2,343	4.5	2,887
	夏12時	217,423	15,773	29,657	2,343	4.6	3,249
	冬18時	217,423	15,773	29,657	2,343	4.7	4,763
片品川左岸断層による地震	冬5時	1,520	694	0	29	0.022	15
	夏12時	1,520	694	0	29	0.022	15
	冬18時	1,520	694	0	29	0.022	15

注) 季節・時刻によって影響を受けない被害については、冬の18時における数値を用いている。

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

## 2. 地震防災戦略の要点

地震の発生を未然に防ぐことや、災害をなくすことはできないが、被害を減らすことはでき、「減災」とは、災害による被害をできる限り小さくする取り組みです。

群馬県では、『「起こらない」は「あり得ない」今すぐ取り組む地震対策！』をスローガンに、「減災」の数値目標を掲げるとともに、いつどこで発生するかわからない地震に対しても、その被害を可能な限り抑止・減少させるための各種対策を県民、地域、企業、市町村、国等と連携して取り組んでいくこととしています。

(群馬県の地震防災戦略の取り組みは、下記URLから確認ください)

<http://www.pref.gunma.jp/contents/000238170.pdf>

## 3. 県土の概況と気象特性

### (1) 地勢と地質構造の特性

群馬県は、本州のほぼ中央部で全国 21 位の広さを持ち、東西南北ともに他県と接する内陸県であります。三方を山に囲まれ火山系の高嶺がそびえ、面積の約 2 / 3 が山地であるため、河川のほとんどが急流河川となっています。

また、山間集落及び道路は河川沿いに発達しているため、大出水に際しては大きな被害を受けることが多くなります。

群馬県の地質について、浅間山・榛名山・赤城山周辺は火山噴火による火山岩層（いわゆる軽石の層）で覆われ、豪雨に際しては流失による災害発生の危険性をはらんでいます。

また、南東部平坦地は、関東ロームと呼ばれる粘性微粉が多く、長期連続降雨には道路を泥沼化することがしばしばあります。

### (2) 気候特徴と季節別気象災害

群馬県は、東・北・西三方を山岳に囲まれ高度差が大きいいため、気候分布は複雑で地域による差が大きく、四季の変化が大きい。

年平均気温は、山間部の 7℃から平坦部の 14℃の間に分布し、年降水量は平坦部の 1,200mm から山間部の 1,800mm の間にあり、雨量の多い島国日本としてはやや内陸的な気候を示し、降雨量も比較的少ない方です。

冬季における季節風がもたらす北部の多雪及び南部の晴天乾燥並びに夏季における雷雨多発が特徴であります。

群馬県において全域に大規模な被害をもたらす気象災害は、台風又は梅雨前線による風水害であり、雷雨等は、局地的な災害をもたらすことが多くなります。

#### ① 冬期（12月～2月）

西高東低の冬型気圧配置が続く時期で、北西季節風が強く吹き、山間地を除いては、晴天の日が多く、雨量は少なく乾燥します。北部では、季節風により降雪が多くなります。

この時期は、災害の少ない時期ではありますが、乾燥による火災の発生が多く、時に強風被害や電線着雪被害、北部では大雪により交通が麻痺することもあります。

#### ② 春期（3月～5月）

移動性高気圧に覆われる時期で、天候の変化が早く、降雨日も増えます。

この時期の災害として顕著なものは凍霜害ではありますが、突風による風害や着雪による被害もあります。

#### ③ 梅雨期（6月～7月前半）

前線が停滞しがちで曇雨天が続くとともに雷雨の発生が多くなります。

この時期は、水害や広範囲の大雹害が発生します。また、雷に伴う突風や台風が接近することもあります。

④ 盛夏期（7月後半～8月）

夏型の安定した天候が続き、気温が高く、雷雨の発生が多くなります。

台風の接近回数が次第に増え、大規模な被害をもたらすことがあります。また、突風・旋風害が多くなることや、少雨高温により、干害が発生することもあります。

⑤ 秋 期（9月～11月）

残暑型から秋霜を経て、移動性高気圧に覆われ安定した晴天が続く一方で、台風が接近・上陸する回数が最も多く、大規模な風水害をもたらすこともあります。11月には気象災害は少なくなります。

## IV 資料編

ここでは、行政の食糧備蓄や広報、災害の規模を示す考え方や過去における事例、行政による被災者等の生活再建支援について記載しました。行政の取り組みについて、是非、理解しておいてください。

### 1. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

#### (1) 備蓄計画

- ① 県(危機管理室)及び市町村は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- ② 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- ③ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- ④ 県(危機管理室)及び市町村は、各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

#### (2) 調達計画

県(危機管理室・衛生食品課、蚕糸園芸課・産業政策課・商政課)及び市町村は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

#### (3) 県における備蓄・調達・供給の体制

県における備蓄・調達・供給の体制は、次による。

- ① 県の備蓄は、市町村における備蓄の補完として位置づける。
- ② 備蓄場所は、群馬県地域防災センター、各合同庁舎等及び県立高等学校防災拠点とする。
- ③ 備蓄量は、住民及び市町村の備蓄量を勘案して決定する。
- ④ 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の災害時要援護者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない災害時要援護者等への配慮に努める。(アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等)
- ⑤ 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- ⑥ 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- ⑦ 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。

(群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

#### (2) 群馬県の主要備蓄一覧 (平成24年4月1日現在)

食 糧						飲料水	
アルファ化米		缶詰かゆ	乾パン	缶詰パン	粉ミルク	保存水	
五目	わかめ					12,996 本	25,992 本
42,300	32,410	5,664 (食)	27,136 (食)	2,493 (食)	912 (食)	12,996 本	25,992 本

生活必需品							
毛布	哺乳瓶	下着	生理用品	防水シート	簡易トイレ	カセットコンロ	カセットボンベ
5,670 (枚)	120 (本)	300 (枚)	1,920 (枚)	1,890 (枚)	13,032 (袋)	60 (箱)	634
							1,866

資機材等			
レスキューキッチン	発電機付投光器	ワンタッチ式テント	避難用テント
20	70	70	30

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画 資料編より)

### (3) 各市における備蓄の考え方

ここでは、各市における食糧備蓄の考え方について調査を行いました。

各市においても、自らの備蓄と合わせ、各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うとともに、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくこととしております。

なお、以下に示す「備蓄の考え方」、「備蓄目標と現状」については、連合群馬マニュアル改訂における調査段階の数値であり、行政の防災計画見直しに伴い、変更となることがあります。

あなたが生活する居住地の備蓄の考え方を常時確認しておくことも大切です。

市名	備蓄の考え方
前橋市	群馬県地震被害想定を基に策定における前橋市の被災者 56,000 人 (最大) ×3 日分
高崎市	被災後 3 日分の 7 食 (1 日目 2 食、2 日目 2 食、3 日目 (3 食)) 備蓄対象者 (避難所生活者) ×7 食×20%
桐生市	群馬県地震被害想定を基に策定における桐生市の避難者 7,000 人×3 日分 (9 食)
伊勢崎市	群馬県想定被害 (南東部地震) における伊勢崎市の被災者 (15000 人) ×人口増加率 (1.14) ×3 日分 (9 食) ×20%
太田市	40,000 人×2 食分
沼田市	被災想定者 4000 人×1 日分(3 日分) ※今後見直し予定
館林市	(阪神・淡路大震災被災率 14.3%+増加率 1.7%) ×市街地人口 (25000 人) ×3 食(1 日分)
渋川市	災害発生後 3 日分の 9 食、備蓄対象者 (避難所生活者 3,109 人) ×9 食 (3 日分)
藤岡市	発災時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況を勘案し、 避難者 2,500 人×3 食×3 日分
富岡市	避難者 3,000 人×3 食×3 日分
安中市	安中市人口約 60,000 人 1/3×9 食(3 日分)
みどり市	6,500 (想定避難者数) ×9 食 (3 日分) ×20%+α (3,000 食)

(資料出所：各市地域防災計画および備蓄担当課確認結果より)

### (4) 各市食糧備蓄目標と現状

(装備品数量は平成 25 年 7 月調査段階の数値)

市名	備蓄目標(食)	備蓄品 ①乾パン(食)、②アルファ米(食)、③ビスケット、④缶詰・主食(食)、⑤缶詰・副食(食)、⑥飲料水(l)
前橋市	168,000	①5,000、②19,000、③10,000、④24,000、⑥15,000
高崎市	125,975	①42,000、③20,000、④4,500、⑤12,000、⑥7,000
桐生市	63,000	①14,000、②13,000、③5,000、⑥380
伊勢崎市	48,050	①4,480、②15,000、③3,500、⑥4,800
太田市	80,000	②30,000、③2,000、④20,000、⑥7,140 (他に浄水器、貯水槽)
沼田市	12,000	②3,450、③5,250、④1,320 (カロリーメイト)、⑥1,248
館林市	12,000	①6,024、③6,790、⑥水筒・水袋・浄水装置
渋川市	27,981	①2,280、②7150、④5,376、⑥3,996、その他ハイバルフーズ(スープ・クッキー)10,320 食を備蓄
藤岡市	20,000	②16,750、④3,264 (パン)、⑥1,800
富岡市	30,000	①512、②6,400、④5,619、⑥1,440
安中市	20,000	②8,016、③10,322 (クッキー)、⑥16,204
みどり市	15,000	②14,500、⑥9,676

(資料出所：各市地域防災計画ならびに備蓄担当課確認結果より)

## 2. 行政における広報・広聴活動

### (1) 広報活動の在り方

県や市町村、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安全を図るとともに、被災地住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安定を図るとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報することとなっています。

### (2) 広報内容

広報すべき内容については、災害の態様、規模、経過時間等によって異なります。

気象・水象状況、被害状況や二次災害の危険性	受診可能な医療機関・救護所の所在地
応急対策の実施状況	交通規制状況、交通機関の運行状況
住民、関係団体等に対する協力要請	ライフライン・交通機関の復旧見直し
避難勧告又は指示の内容	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難所の名称・所在地・対象地区、注意事項	住民の安否、各種相談窓口

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

### (3) 県の広報・広聴体制

担当課	広報活動	広聴活動
広報課	1. 広報活動の総合調整 2. プレスセンターの設置 3. 記者会見、記者発表の設営 4. 放送・報道機関への資料提供 (災害対策本部が設置された場合)	1. 広聴活動の総合調整
県民サービス課		1. 総合相談窓口の設置
危機管理室	総合的な災害情報に係る 1. 広報資料の作成 2. 記者会見、記者発表の実施 3. 放送・報道機関への資料提供 (災害対策本部が設置されない場合)	1. 総合的な広聴事案の処理
庁内各課	各分掌事務に関する災害情報に係る 1. 広報資料の作成 2. 記者会見、記者発表の実施 3. 放送・報道機関への資料提供 (災害対策本部が設置されない場合)	1. 専門相談窓口の設置 2. 専門的な広聴事案の処理

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

### (4) 県民への情報発信体制の整備

市町村	名取組状況 (H25 年 1 月現在)
前橋市	・緊急地震速報等の防災情報を地域住民に伝達するため、市内小中学校等に防災行政無線設備の屋外子局を設置。
高崎市	・防災情報を市民に提供するため、メール配信サービスを整備する。
桐生市	・市民へ迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、J-ALERT の緊急情報を防災行政無線、コミュニティFM、メール配信サービスで瞬時に伝達する仕組みを整備する。
伊勢崎市	・メール配信サービスの登録について周知を行い、災害情報伝達可能対象者の増加を図る。

太田市	・J-ALERT 情報を防災行政無線、コミュニティエフエム、メール配信システムなどと連携することにより、同時一斉に災害情報を市民へ伝達する仕組みを確立する。
沼田市	・市内避難所への防災行政無線（移動系）の整備及び災害時要援護者等へ緊急告知FMラジオを貸与する。
富岡市	・防災行政無線屋外子局からの放送難視聴者に対して、防災ラジオを頒布する。
安中市	・防災情報や火災情報、交通情報、行方不明者情報、行政情報などを市民へ配信するため、メール配信サービスを整備する。 ・H23 年度から運用を始めているデジタル同報系防災行政無線設備について、難聴地区がみられたため、屋外子局の新規設置及び既設屋外子局のスピーカーの調整を実施し、難聴地区の解消を図る。
みどり市	・防災情報システムや全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで知り得た災害情報を、市民へ円滑に情報提供するため、防災行政無線や緊急速報メール、登録制メールなどを活用する体制を推進する。
榛東村	・防災情報や火災情報、行政情報などを市民へ配信するため、メール配信サービスを整備。 ・全村民対象として希望により防災ラジオを頒布。 ・広報車により避難等の呼びかけを行うため、車載型拡声器を 整備。
上野村	・防災行政無線や村内ケーブルテレビを活用し、各家庭に防災・災害情報を提供する体制を整備。
南牧村	・ケーブルテレビを通じて、村内各家庭に防災・災害情報を提供する体制を整備。
甘楽町	・メール配信サービスを導入し、J-ALERT、エリアメール等と連携させることにより、災害時の緊急連絡体制の充実を図るとともに、災害時の減災と災害弱者に対する連絡体制を強化する。
東吾妻町	・防災・火災情報や行政情報を円滑に住民に提供するため、メール配信サービスの拡充を図る。
昭和村	・緊急告知FMラジオの設置の推進、並びに村登録制メールへの登録を推進する。
みなかみ町	・登録制のメールサービスと、3キャリア（ドコモ・au・ソフトバンク）によるエリアメール・緊急速報メールの配信サービスを実施。
板倉町	・登録制メールの周知を図り、登録者の増加を図る。
千代田町	・災害対策本部からの地震・台風・水害などの災害情報、行方不明者などの緊急情報などを登録者の携帯電話等へメール配信を行う。
大泉町	・緊急速報メール、登録制メールを使用し、町民へ防災情報を提供する。また、J-ALERT を緊急速報メール、登録制メールと連携し、防災情報を速やかに提供する体制を整える。

（資料出所：群馬県地震防災戦略 資料編より）

### 3. 地震

#### （1）震度階級

階級	解説	屋内の状況	屋外の状況
0	・人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	・屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	・屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	・電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	・屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人	・棚にある食器類が、音を立てることがある。	・電線が少し揺れる。

	の中には、揺れを感じる人も いる。眠っている人の大半が、 目を覚ます。		
4	・ほとんどの人が驚く。歩いて いる人のほとんどが、揺れ を感じる。眠っている人のほと んどが、目を覚ます。	・電灯などのつり下げ物は大き く揺れ、棚にある食器類は 音を立てる。座りの悪い置物 が、倒れることがある。	・電線が大きく揺れる。自動 車を運転していて、揺れに気 付く人がいる。
5弱	・大半の人が、恐怖を覚え、 物につかまりたいと感じる。	・電灯などのつり下げ物は激 しく揺れ、棚にある食器類、書 棚の本が落ちることがある。 は音を立てる。座りの悪い置 物の大半が倒れる。固定して いない家具が移動することが あり、不安定なものは倒れる ことがある。	・まれに窓ガラスが割れて落 ちることがある。電柱が揺れ るのがわかる。道路に被害が 生じることがある。
5強	・大半の人が、物につかまら ないと歩くことが難しいな ど、行動に支障を感じる。	・棚にある食器類や書棚の本 で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることが ある。固定していない家具が 倒れることがある。	・窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていない ブロック塀が崩れることがあ る。据付けが不十分な自動販 売機が倒れることがある。自 動車の運転が困難となり、停 止する車もある。
6弱	・立っていることが困難にな る。	・固定していない家具の大半 が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがあ る。	・壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。
6強	・立っていることができず、は わないと動くことができない。 ・揺れにほんろうされ、動く こともできず、飛ばされるこ ともある。	・固定していない家具のほと んどが移動し、倒れるものが 多くなる。	・壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀 のほとんどが崩れる。
7	・立っていることができず、は わないと動くことができない。 ・揺れにほんろうされ、動く こともできず、飛ばされるこ ともある。	・固定していない家具のほと んどが移動したり倒れたり し、飛ぶこともある。	・壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物がさらに多 くなる。補強されているブロ ック塀も破損するものがある。

(資料出所:気象庁ホームページ 震度階級関連解説表より)

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の 停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まること がある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速 道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、 運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確 認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネッ

障害	ト等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(資料出所:気象庁ホームページ 震度階級関連解説表より)

## (2) 過去の被害

発生年月日	地震名(震源)	M	各地区の震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正5)	(浅間山麓)	6.2		家屋全壊7戸・半壊3戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東大震災 (小田原付近)	7.9	前橋4	負傷者9人、 家屋全壊49戸・半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和6)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人・負傷者55人 家屋全壊166戸・半壊1769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	前橋4	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成8)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部破損46戸
2004. 10. 23 (平成16)	新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6.8	高崎・片品・北橋・ 白沢・昭和5弱	軽傷6人 家屋一部破損1055戸
2011. 3. 11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9.0	桐生6弱 沼田・前橋・高崎・ 渋川・明和・千代田 ・大泉・邑楽・太田 5強	死者1名、 負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟

(資料出所:群馬県防災会議 群馬県地域防災計画 震災対策編より)

## 4. 台風・大雨

### (1) 群馬県の気象注意報・警報の種類と発表基準(前橋地方气象台発表)

注 意 報		警 報	
種 類	基 準 値	種 類	基 準 値
強 風	平均風速13m/s以上で、強風による被害が予想される場合	暴 風	平均風速18m/sで、重大な被害が予想される場合
風 雪	平均風速13m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合	暴風雪	平均風速18m/sで、雪を伴い、重大な被害が予想される場合
大 雨	今後大雨警報が発表されるような状況が見込まれる場合	大 雨	大雨により重大な被害が予想される場合
洪 水	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与え等により、被害が予想される場合。	洪 水	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、重大な被害が予想される場合
大 雪	大雪による被害が予想される場合。 24時間降雪深さが平地10cm 山地40cm以上と予想される場合	大 雪	大雪により重大な被害が予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地で100cm以上と予想される場合

雷	落雷等により被害が予想される場合	<p>—</p> <p>・注意報は、強風・大雨・洪水などによって被害が発生するおそれがある時、あらかじめそれを注意するために出される情報の一つです。</p> <p>・被害が非常に大きく、大災害に結びつくおそれがあると予想されるときは警報となります。警報は災害を防ぐ準備をするほか、厳重な警戒をするために出される情報です。</p> <p>・注意報や警報には、色々な種類があり、府県単位や更に府県を細かく分けた地域細分毎に一定の基準を設けて発表しています。その基準は、過去の資料やその地域の地理的条件などを調査してあらかじめ作成されたもので、それぞれの地域によって基準が異なります。</p>
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想される場合。	
濃霧	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 視程100m以下になると予想される場合	
霜	早霜・晩霜期により、農作物に著しい被害が予想される場合。 最低気温3℃以下と予想される場合	
なだれ	なだれによる被害が予想される場合。 積雪があつて24時間降雪の深さが30cm以上、積雪が50cm以上で日平均気温が5℃以上、または日降水量15mm以上のとき	
低温	夏期＝低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季＝最低気温が-6℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm

(資料出所:群馬県地域防災会議 群馬県防災計画より)

## (2) 過去の被害

名称・発生年	概要	被害
カスリン台風 1947年(昭和22)	台風接近に伴い前線を刺激し、豪雨となった。利根川が栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。	死者・行方不明699人、負傷者1,231人、家屋全壊1,936戸、半壊1,948戸
キティ台風 1949年(昭和24)	小田原に上陸し、東京・熊谷を経て、前橋の西を通過した。平野の雨量は少なかったが、山岳部で多く県内の被害は大きかった。	死者・行方不明49人、負傷者89人、家屋全壊326戸、半壊1,834戸
台風7号 1959年(昭和34)	富士川河口付近に上陸し、長野県西部を通過して日本海に抜けた。県内では、前線による降雨に引き続き、一日降り続いた。	死者・行方不明10人、負傷者26人、家屋全壊90戸、半壊280戸
伊勢湾台風 1959年(昭和34)	紀伊半島に上陸し、三重・富山を通過して日本海に抜けた。県内では、雨と強風が断続的に続いた。	死者10人、負傷者27人、家屋全壊536戸、半壊1,826戸
台風26号 1966年(昭和41)	御前崎付近に上陸し、県内中央部を通過して三陸沖に抜けた。県内通過時には、暴風雨となり、風雨による被害が大きかった。	死者15人、負傷者92人、家屋全壊447戸、半壊1,436戸
台風15号 1981年(昭和56)	館山付近に上陸し、関東地方東部を北上し仙台、北海道の西海上へ抜けた。県内は、強風と強雨を伴い被害をもたらした。	死者1人、負傷者2人、家屋全壊6棟、半壊6棟
台風10号 1982年(昭和57)	渥美半島に上陸し、日本海へ抜けた。六合村が土砂崩れにより孤立状態となった。高崎で河川氾濫により災害救助法が適用された。	死者・行方不明6人、負傷者52人、家屋全壊56棟、半壊219棟
台風9号 2007年(平成19)	神奈川県小田原市付近に上陸し、さらに関東地方及び東北地方を北上した。 降雨量は多く被害も甚大だったが、死者・行方不明者はいなかった。	負傷者4人、家屋全壊6棟、半壊39棟
館林市竜巻 2009年(平成21)	館林市、千代田町、邑楽町で突風が発生。このうち館林市の突風をもたらした現象については、前橋地方気象台により竜巻と認められた。	軽傷21人、住家一部破損529棟、非住家(物置全壊)1棟

(資料出所:群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

## 5. 火 山

### (1) 県内火山の現況

活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した火山、及び現在活発な噴気活動のある火山のことで、群馬県には、浅間山の他4つの活火山が存在しています。

また、火山活動について過去100年間に組織的に収集された詳細な観測データに基づく100年活動度指数、及び過去1万年間の噴火履歴に基づく1万年活動度指数により、次の通り3種類に分類（ランク分け）しています。

ランクA：100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が特に高い火山  
ランクB：100年活動度指数あるいは1万年活動度指数が高い火山  
ランクC：いずれの活動度指数とも低い火山

県内活火山のランク分けは、次の通り。

火山名	ランク
日光白根山	C
赤城山	C
榛名山	B
草津白根山	B
浅間山	A

### (2) 噴火警戒レベル導入火山

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したものです。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

県内の活火山の噴火警戒レベル導入状況及び噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベルについては、以下のとおりです。

区分	火山名
噴火警戒レベル導入火	山草津白根山、浅間山
噴火警戒レベル未導入火山	日光白根山、榛名山、赤城山

## 浅間山の噴火警戒レベル

(平成19年12月1日から実施)

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達</li> <li>【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生</li> <li>・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している</li> <li>【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。</li> <li>・積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる</li> <li>【過去事例】 観測事例なし</li> </ul>
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が生ずると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。</li> <li>【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生</li> <li>・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される</li> <li>【過去事例】 観測事例なし</li> <li>・積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。</li> </ul>
火口周辺警報	火口から居住地近くまで広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入ると危険な噴火が発生する)噴火が予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達</li> <li>【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散</li> <li>【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達</li> <li>1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達</li> <li>・中噴火が切迫している</li> <li>【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増</li> <li>1973年2月1日：地震急増</li> </ul>
	火口から少し離れたまでの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入ると危険な噴火が発生すると予想される)。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達</li> <li>【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達</li> <li>・小噴火の発生が予想される</li> <li>【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加</li> </ul>
噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

(資料出所：群馬県防災会議 地域防災計画 火山災害対策編 より)

草津白根山の噴火警戒レベル

(平成19年12月1日から実施)

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している</li> <li>【過去事例】</li> <li>有史以降の事例なし</li> <li>約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達</li> <li>約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達</li> <li>・山頂火口から噴火が発生し、概ね3km以内に噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している</li> <li>【過去事例】</li> <li>有史以降の事例なし</li> <li>約3,000年前：本白根山火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散</li> </ul>
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される</li> <li>【過去事例】</li> <li>有史以降の事例なし</li> </ul>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで広範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂火口から噴火し、半径2km程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生</li> <li>【過去事例】</li> <li>有史以降の事例なし</li> </ul>
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂火口から小噴火が発生し、半径1km程度まで噴石飛散</li> <li>【過去事例】</li> <li>1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散</li> <li>1932年10月：南東斜面で割れ目噴火</li> <li>1902年9月：弓池北東岸から噴火</li> <li>1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から550mまで飛散</li> <li>・地震多発等により、小噴火の発生が予想される</li> <li>【過去事例】</li> <li>1990～1991年：火山性地震や火山性微動の多発</li> <li>1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰</li> </ul>
噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動は静穏、状況によっては山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり</li> <li>【過去事例】</li> <li>1997年5月：噴気突出、水柱</li> <li>1989年1月：火山性微動、湯釜変色</li> <li>1987年10月：火山性地震多発</li> </ul>

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表は湯釜火口からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、県では、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画 火山災害対策編 より)

## (2) 過去の災害

発生年	発生原因	概 要	被 害
1932年 (昭和7)	草津白根山 爆発	湯釜北東壁に大小10余個の火孔を生じ、割目は最長500mに達した。草津で降灰あり。	河口付近で死者2人 負傷者7人
1947年 (昭和22)	浅間山 爆発	山頂付近に噴石が落下、西側湯の平で山火事発生。	落石で死者11人 (登山者)
1959年 (昭和34)	浅間山 爆発	噴煙は高度7,000mに達し、降灰は東京・横浜まで達した。火山弾により山火事発生。	国有林61ha焼失
1961年 (昭和36)	浅間山 爆発	噴煙は高度7,000mに達し、軽井沢付近にも2cmの礫が降った。	行方不明1人 農作物被害
1971年 (昭和46)	草津白根山 硫化水素ガス噴出	温泉造成のボーリング孔からのガス漏れ。	死者6人
1976年 (昭和51)	草津白根山 滞留火山ガス発生	本白根山白根沢(弁天沢ランド)で滞留火山ガス発生。	死者3人
1983年 (昭和58)	草津白根山 爆発	湯釜で水蒸気爆発。人頭大の噴石を600～700mの範囲に放出。降灰は渋川に達した。	駐車場、道路破損
2004年 (平成16)	浅間山 爆発	軽井沢測候所で大きな爆発音と空振を観測(中爆発)。噴石および火山礫降下・降灰。	駐車場、道路、非住家2棟のガラス破損
2009年 (平成21)	浅間山 爆発	小規模な噴火が発生。大きな噴石や関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された	農作物被害

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画 火山災害対策編より)

## 6. その他

### (1) 過去の災害

発生年	発生原因	場所	概 要	被 害
1956年 (昭和31)	大 火	万場	民家から出火。強風と異常乾燥で部落・山林へ飛火し、2日間燃え続けた。	負傷者11人 焼損家屋173戸
1974年 (昭和49)	土石流	榛名	浄水場へ通じる導水管が破裂し、鉄砲水が土砂とともに押し寄せた。	死者6人・負傷者6人 住家全壊3戸
1977年 (昭和52)	旅客列車 転覆	沼田	急行列車が落石に乗り上げ、前部4車両が脱線転覆した。	死者1人 負傷者108人
1985年 (昭和60)	旅客機 墜落	上野	東京から大阪に向けて飛行中の日航機が御巢鷹の尾根に墜落した。	死者520人 負傷者4人
1997年 (平成9)	林野火災	安中・榛名	中秋間の尾根から出火。異常乾燥と強風で3日間216ha燃え榛名町まで広がった。	負傷者1人 焼損家屋1棟
2000年 (平成12)	化学工場 爆発	尾島	日進化工で劇物ヒドロキシルアミンの再蒸留工程において爆発。	死者4人 負傷者58人
2000年 (平成12)	鉄砲水	水上	湯捨首川の鉄砲水によりマチガ沢合流地点付近にいたスポーツ少年団が遭遇。	死者1人 負傷者9人

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画 より)

### (2) 過去の気象災害の概要(火山・地震災害を除く)

年	件数	死者 (人)	行方不明 (人)	負傷者 (人)	住宅被害(棟)					被害額 (億円)
					全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	
1995年(H7)	17	1	0	1	0	0	9	7	357	26.6
1996年(H8)	16	0	0	0	0	0	7	0	10	65.7
1997年(H9)	23	0	0	3	0	0	4	172	365	24.2
1998年(H10)	12	2	0	15	1	25	21	85	773	273.2
1999年(H11)	14	1	0	4	4	7	6	55	623	182.6

2000年(H12)	11	1	0	11	0	0	2	21	199	26.3
2001年(H13)	18	3	1	5	0	0	70	32	285	201.4
2002年(H14)	24	0	0	11	9	11	100	38	334	93.4
2003年(H15)	18	0	0	4	0	0	34	1	59	18.4
2004年(H16)	22	0	0	18	0	0	16	0	8	19.4
2005年(H17)	28	1	2	22	0	0	14	3	48	20.1
2006年(H18)	22	1	0	38	0	0	6	3	6	9.5
2007年(H19)	21	0	0	8	6	39	33	62	254	12.6
2008年(H20)	33	0	1	10	0	2	228	12	201	17.2
2009年(H21)	18	1	0	30	0	0	549	3	31	2.9
2010年(H22)	21	0	0	6	0	0	1	3	71	2.0
2011年(H23)	18	1	0	13	0	1	89	19	295	4.1

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画 火山災害対策編より)

## 7. 被災者等の生活再建支援

### (1) 災害弔慰金の支給等

群馬県及び市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立生活再建の支援を行うものとしています。

**【災害弔慰金】** (根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律)

支給機関	市町村
対象災害	次のいずれか 1. 1つの市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2. 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3. 県内で災害救助法が適用された災害(県内全ての市町村の被害が対象) 4. 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村(当該都道府県以外も含む)の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合500万円、(その他の場合250万円)
費用負担割合	市町村1/4、県1/4、国2/4

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

**【災害障害見舞金】** (根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律)

支給機関	市町村
対象災害	(災害弔慰金と同じ)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	世帯の生計を主としていた場合250万円、(その他の場合125万円)
負担割合	(災害弔慰金と同じ)

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

**【災害救護資金】** (根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律)

支給機関	市町村
対象災害	県内で災害救助法が適用された自然災害(所得制限)
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率 年3%(措置期間3年～5年は無利子)、償還期間 10年以内
拠出割合	県1/3、国2/3

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

### 【群馬県災害見舞金】

支給機関	県（消防防災課）ただし市町村経由
対象災害	次のいずれか 1. 災害により住家が全壊した世帯 2. 災害により住家が半壊した世帯 3. 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ：災害による死者または行方不明者の遺族、ロ：災害による重傷者 4. 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ：災害により住家が床上浸水した世帯 5. 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支給金額	死者及び行方不明者 1人 30 <del>40</del> 万円・重傷者 1人 5 <del>3</del> 万円 全壊(全焼・流出)1世帯 10 <del>5</del> 万円・半壊(半焼)1世帯 5 <del>3</del> 万円・床上浸水1世帯 2 <del>4</del> 万円 (注) 知事が必要と認めた場合は増減が可能
支給除外 その他	1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2. 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3. 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

### 【被災者生活再建支援金】 (根拠法令：被災者生活再建支援法)

支給機関	県（危機管理室） ただし、被災者生活再建支援法人に委託																															
対象災害	次のいずれか 1. 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2. 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4. 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村 (ただし、人口10万人未満に限る) 5. 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村 (ただし、人口10万人未満に限る)																															
対象世帯	1. 住宅が全壊した世帯 2. 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 3. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 4. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)																															
支給金額	1. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th>全壊 (①の世帯)</th> <th>解体 (②の世帯)</th> <th>長期避難 (③の世帯)</th> <th>大規模半壊 (④の世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> 2. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円	住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円
住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)																											
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円																											
	単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円																											
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																												
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円																												
	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円																												

費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。</li> <li>・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。</li> </ul>
-------	---

（資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より）

### 【生活福祉資金】（福祉資金－災害援護費）

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象世帯	次のすべてに該当すること 1. 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2. 障害者世帯 3. 高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率 年1.58%（連帯保証人を立てる場合は無利子） 償還期間 据置期間（貸付日から6月以内）経過後7年以内

（資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より）

## （2）住宅再建・取得の支援

県及び市町村は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、支援措置を講じています。

### 【災害復興住宅融資】（根拠法令：独立行政法人住宅金融支援機構法）

貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構
------	----------------

（資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より）

### 【建設資金】

対象者	住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者
資金使途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権含む)の取得
住宅規模	住宅部分の床面積が原則13m <sup>2</sup> 以上175m <sup>2</sup> 以下
貸付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資金… 1,460万円以内</li> <li>・土地取得資金… 970万円以内</li> <li>・整地資金… 390万円以内</li> </ul> (特例加算(建設資金)：450万円以内)
貸付条件	利率 年1.58% (特例加算年2.48%) 償還期間(完済時年齢80歳制限) 耐火・準耐火・木造(耐久性)の住宅 原則35年以内 木造(一般)の住宅 原則25年以内

（資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より）

### 【購入資金】

対象者	(建設資金と同じ)
資金使途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
住宅規模	住宅部分の床面積が50m <sup>2</sup> (マンションの場合50m <sup>2</sup> )以上175m <sup>2</sup> 以下
貸付金額	<新築購入> 購入資金… 2,430万円以内(うち土地取得資金970万円以内) <中古購入> リ・ユースマンション、リ・ユース住宅… 2,130万円以内 リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅… 2,430万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) (特例加算(購入資金)：450万円以内)
貸付条件	利率 年1.58% (特例加算年2.48%)

	償還期間(完済時年齢 80 歳制限あり) ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅… 35年以内 ・木造(一般)の住宅… 25年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅… 35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅… 25年以内
--	--

(資料出所：群馬県防災会議 群馬県地域防災計画より)

## 参 考

# リース・レンタル会社各営業所一覧

[2013年6月各社ホームページより県内営業所を抜粋]

## コーエイ株式会社

### ★建設土木関連機械レンタルの問合せ先

営業所	所在地	TEL	FAX
前橋センター	前橋市富士見町時沢 106	027-288-2333	027-288-7101
高崎営業所	高崎市八幡原町 208	027-347-0309	027-347-4522
藤岡営業所	藤岡市大字藤岡字西ノ原 2154	0274-24-6034	0274-24-6035
神流町営業所	多野郡神流町大字青梨 873-1	0274-57-2316	0274-57-3376
富岡営業所	富岡市神農原字宿尻 142	0274-63-5124	0274-63-7237
太田営業所	太田市藤阿久町 914-7	0276-31-1823	0276-31-5026
桐生営業所	みどり市大間々町大間々 27-4	0277-72-1501	0277-72-1340
沼田営業所	沼田市栄町 506-1	0278-24-5118	0278-22-5600
吾妻営業所	吾妻郡吾妻町原町 203-1	0279-68-4132	0279-68-5128
長野原営業所	吾妻郡長野原町大字羽根尾字遠西 546-5	0279-82-2525	0279-82-3771

### ★日用品等レンタルの問い合わせ先 営業時間：9:00～19:00 定休日：日曜祭日

営業所	所在地	TEL	FAX
前橋営業所	前橋市上小出町 1-33-2	027-233-7200	027-232-5037
高崎営業所	高崎市中居町 3-3-4	027-352-2300	027-352-2770
太田営業所	太田市藤阿久町 784-1	0276-32-6670	0276-32-6770

## レンタルのニッケン

営業所	所在地	TEL	FAX
前橋営業所	前橋市天川大島町 1308-2	027-287-1200	027-263-1201
高崎営業所	高崎市上佐野町 694-1	027-320-2147 310-2681	027-347-3104 326-2133
太田営業所	太田市新田嘉祢町 40-3	0276-48-4561 30-9090	0276-48-8561 57-1340

### <レンタル商品一覧>

高所作業車、掘削機・アタッチメント、コンプレッサー・発電機・溶接機、道路・土木機械・運搬機・水処理機、レンタカー・特殊車輛・揚重・フォークリフト、冷暖房器・換気、ハウス・オフィス用品（IT 関連商品）・トイレ・テント、放送・音響機器、小型機械、照明機、測量・測定器、安全保安商品、鉄道工事用機械、大物特機、

## 【マニュアル策定の経過】

### 検討委員会（2005年6月～10月）

月 日	機関会議	取り組み内容
6月29日	第1回検討委員会	策定に向けた考え方と方向性
7月29日	第2回検討委員会	具体的な内容検討と論議
8月31日	第3回検討委員会	詳細内容の検討と論議
10月 5日	第4回検討委員会	素案内容の見直しと最終確認

### 執行委員会（2005年5月～10月）

月 日	機 関 会 議	提案内容と決定事項
5月17日	第7回執行委員会	検討委員会設置の確認
9月13日	第11回執行委員会	素案を提案し意見集約
10月11日	第12回執行委員会	案を提案し執行委員会で確認

## 【沿 革】

年 月 日	見 直 し 内 容
2005年10月11日	災害時対応マニュアルの確認（第11回執行委員会）
2005年12月 1日	災害時対応マニュアルの制定
2008年 2月12日	産別・地協連絡一覧及び資料編、リース等営業所の修正
2013年 8月20日	連合群馬災害対応の基本、緊急対応編、基本編、資料編の修正・加除